

第3回 向日市子ども・子育て会議
会 議 次 第

日 時 平成26年6月23日（月）
午後3時から
場 所 市役所3階大会議室

1 開 会

2 議 事

- （１）子ども・子育て支援事業計画に係る区域設定について
- （２）子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について
- （３）子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- ・ 資料１ 教育・保育の提供区域の考え方について
- ・ 資料２ 向日市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】
- ・ 資料３ 「量の見込み」の算出について（試算）

子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての 教育・保育の提供区域の考え方について

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の区域を定め、区域ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を示すこととされています。

1. 区域設定における国の考え方

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえ設定していく必要があります。（別紙：子ども・子育て支援法 抜粋 4 頁）

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え方】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案による）

- 地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

2. 区域設定で踏まえるべきポイント

区域の例として、中学校、行政区とされており、本市もそれぞれについて検討する必要があります。また、「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、上記記載内容に加え、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

【区域の設定におけるポイント】

- 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

3. 教育・保育の施設状況

※児童数は、平成26年4月1日現在

勝山中学校区

【施設の配置状況】

- ・保育所 3か所
- ・幼稚園 2か所
- ・小学校 2か所（向陽、第5向小）
- ・留守家庭児童会 2か所

(参考)

・就学前児童数	1, 044人
0～2歳児	529人
3～5歳児	515人
・小学生児童数	1, 179人
合 計	2, 223人

西ノ岡中学校区

【施設の配置状況】

- ・保育所 4か所
- ・幼稚園 1か所
- ・小学校 3か所
（第2向小、第6向小、第4向陽小）
- ・留守家庭児童会 3か所

(参考)

・就学前児童数	1, 001人
0～2歳児	480人
3～5歳児	521人
・小学生児童数	972人
合 計	1, 973人

寺戸中学校区

【施設の配置状況】

- ・保育所 1か所
- ・認可外保育施設 1か所
- ・小学校 1か所（第3向小）
- ・留守家庭児童会 1か所

(参考)

・就学前児童数	755人
0～2歳児	338人
3～5歳児	417人
・小学生児童数	978人
合 計	1, 733人

※小学生児童数（市立小学校の児童数）

(参考) 中学校区別 保育所・幼稚園等の分類

校 区	公立保育所	(定員)	私立保育所	(定員)	私立幼稚園	認可外保育施設
勝 山 中学校	第1保育所	(230)	さくらキッズ	(20)	向陽幼稚園	
	第6保育所	(150)			まこと幼稚園	
西ノ丘 中学校	第2保育所	(120)	アスク向日保育園	(110)	成安幼稚園	
	第5保育所	(120)	あひるが丘保育園	(120)		
寺 戸 中学校			レイモンド向日保育園	(180)		「うりゅう」保育園

4. 本市が定める教育・保育の提供区域

本市の現状を踏まえて、既存の区域について整理を行いました。

	メリット	デメリット
中学校区 3区域	・利用者にとって、入所可能な施設・事業が自宅近辺になる	・利用者の細かなニーズに対応できない ・利用者の動線（駅利用等）があるため、区域内のニーズ把握が困難 ・区域内での量の見込み、量の調整が困難 ・区域内の施設に偏りが生じる
市全域 1区域	・利用者の細かなニーズ（各種保育利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢の確保）に対応できる ・区域内での量の見込み、量の調整が可能 ・市内での充足率の偏りも均等化できる	・区域が広がるため、交通手段がない利用者への対応が難しい ・利用者にとって、入所可能な施設・事業が自宅周辺にない可能性がある

※小学校区については、次の理由から想定しません。

- ・区域が細かく、各区域における量の調整や確保が困難である。
- ・地域住民の動線（駅利用等）が、合致しない。

以上の状況を踏まえると、中学校区については、区域設定を狭くすることにより、施設数に差があるなど、量の調整や確保が難しく、また、利用者の動線（駅利用等）により、区域内のニーズ把握が困難であり、効率的、効果的な事業の提供及び整備・確保ができにくいと考えられます。

本市は、面積も狭く交通利便性が高いなどの特性があり、特徴のある教育・保育を利用者が市全域のなかから選べるなどのメリットから、1区域として設定することが望ましいと考えられます。

5. 参考（府下の状況）

※平成26年6月現在

1区域	検討中（次回会議で決定）
・福知山市 ・舞鶴市 ・綾部市 ・宇治市 ・宮津市 ・亀岡市 ・長岡京市 ・八幡市 ・京丹後市 ・南丹市 ・木津川市 ・（参考）大山崎町	・城陽市 ・京田辺市

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。) ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

向日市子ども・子育て支援事業計画 【骨子案】

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格と位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の期間（5年間）

第2章 市の現状

1. 統計データからみる現状
2. アンケート調査結果からみる現状

第3章 次世代育成支援後期行動計画の取組み状況

1. 保育サービス目標事業量の進捗状況
2. 主な事業の取組み状況

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本目標
4. 施策の体系図

第5章 施策の展開

（第4章3の基本目標に関する具体的施策）

第6章 目標事業量と確保方策

1. 人口の見込み
2. 教育・保育提供区域
3. 教育・保育サービス
4. 地域子ども・子育て支援事業

第7章 計画の推進に向けて

（計画の推進体制、進捗状況の管理等）

「量の見込み」の算出について (試算)

平成26年6月

1. 計画期間における各年齢各歳別人口（コーホート変化率法による推計）

年齢	年 度 (各年度4月1日)						
	25 (実績)	26	27	28	29	30	31
0 歳	383	462	440	421	406	393	382
1 歳	477	382	460	438	419	404	391
2 歳	483	487	390	469	447	428	413
3 歳	463	492	496	396	477	455	436
4 歳	488	485	487	491	392	472	450
5 歳	544	483	453	482	486	387	466
就学前 児童数	2,838	2,764	2,726	2,697	2,627	2,539	2,538

6 歳	502	540	480	450	479	483	385
7 歳	519	499	537	477	447	476	480
8 歳	566	520	500	538	478	448	477
9 歳	522	561	515	495	533	473	443
10 歳	529	516	555	509	489	527	467
11 歳	556	523	510	549	503	484	522
就 学 児童数	3,194	3,159	3,097	3,018	2,929	2,891	2,774

合計	6,032	5,950	5,823	5,715	5,556	5,430	5,312
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

～コーホート変化率法とは～

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

2. 教育・保育の量の見込みの算出（暫定：就労下限 64時間／月）

（1）算出方法

量の見込みの算出は次の手順で行います。

$$\begin{aligned} & \text{「推計児童数（人）」} \times \text{「潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家族類型別児童数（人）」} \\ & \text{「家族類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向率（割合）」} = \text{「量の見込み（人）」} \end{aligned}$$

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

（ア）1号認定（認定こども園及び幼稚園）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H未満） タイプD（専業主婦（夫）） タイプE（パートタイム×パートタイム： いずれか月／64H未満） タイプF（無業×無業）	3～5歳	今後利用したい事業として下記のいずれかを選択した者の割合 ・幼稚園（通常の就園時間の利用） ・認定子ども園

（イ）2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H以上） タイプE（パートタイム×パートタイム： 双方が月／64H以上）	3～5歳	現在利用している事業として下記を選択した者の割合 ・幼稚園（通常の就園時間の利用）

(ウ) 2号認定（認定こども園及び保育所）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H以上） タイプE（パートタイム×パートタイム： 双方が月／64H以上）	3～5歳	今後利用したい事業として下記を選択した者から、（イ）2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）を引いた者の割合 ・幼稚園（通常の就園時間の利用） ・幼稚園の預かり保育 ・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模な保育施設 ・家庭的保育 ・事業所内保育施設 ・家庭保育室 ・その他の認可外の保育施設 ・居宅訪問型保育

(エ) 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H以上） タイプE（パートタイム×パートタイム： 双方が月／64H以上）	0～2歳	今後利用したい事業として下記のいずれかを選択した者の割合 ・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模な保育施設 ・家庭的保育 ・事業所内保育施設 ・家庭保育室 ・その他の認可外の保育施設 ・居宅訪問型保育

(2) 量の見込み（平日日中の教育・保育）

単位：人

認 定 区 分		年 度					
		25 (実績)	27	28	29	30	31
1号	3～5 歳家庭 (幼稚園及び認定こども園)	722	602	574	568	551	567
2号	3～5 歳家庭 (幼稚園)		71	67	66	64	66
2号	3～5 歳家庭 (保育所及び認定こども園)	625	574	547	541	526	540
3号	0 歳家庭 (保育所及び地域型保育 ＋認定こども園)	66	224	214	207	200	194
3号	1・2 歳家庭 (保育所及び地域型保育 ＋認定こども園)	373	388	414	395	380	368
合 計		1,786	1,859	1,816	1,777	1,721	1,735

(内訳)

設別 必要量	幼稚園、認定こども園 (幼稚園型)	722	673	641	634	615	633
	保育所及び地域型保育 ＋認定こども園 (保育所型)	1,064	1,186	1,175	1,143	1,106	1,102

※参考：4月1日現在 保育所入所児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
H25	66	176	197	195	218	212	1,064
H26	79	160	204	227	208	216	1,094

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

※ 量の見込みについては、居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成する。

①時間外保育事業

(1) 算出方法

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H以上） タイプE（パートタイム×パートタイム Nen 双方が月／64H 以上）	0～5歳	今後利用したい事業として下記のいずれかを選択し、 かつ利用希望時間が18時以降の者の割合 ・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模な保育施設 ・家庭的保育 ・事業所内保育施設 ・家庭保育室 ・その他の認可外の保育施設 ・居宅訪問型保育

(2) 量の見込み

單位：人

	年 度					
	25（実績）	27	28	29	30	31
時間外保育事業	377	336	324	309	291	284

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H以上） タイプE（パートタイム×パートタイム： 双方が月／64H以上）	5歳	放課後の時間を過ごさせたい場所で下記を選択した者の割合 ・放課後児童クラブ（学童保育）

	年 度					
	25（実績）	27	28	29	30	31
留守家庭児童会	454	456	445	433	425	410

③子育て短期支援事業

(1) 算出方法

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」＝「量の見込み（人日・人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率、利用意向日数・回数
すべての家族類型	0～5歳	利用意向率 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった者のうち、次の対処方法を選んだ者の割合 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した ・仕方なく子どもだけで留守番をさせた 利用意向日数 下記の者の1年間の平均日数 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した ・仕方なく子どもだけで留守番をさせた

(2) 量の見込み

単位：人

	年 度					
	25（実績）	27	28	29	30	31
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	—	—	—	—	—	—

④地域子育て支援拠点事業

(1) 算出方法

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」＝「量の見込み（人日・人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率、利用意向日数・回数
すべての家族類型	0～2歳	利用意向率 下記の事業を現在利用している者と今後利用したい者の割合 ・地域子育て支援拠点事業 利用意向回数 現在利用している者、今後利用したい者、今後利用日数を増やしたい者の月あたり平均利用回数

(2) 量の見込み

単位：人

	年 度					
	25（実績）	27	28	29	30	31
地域子育て支援拠点事業	1,052	1,097	1,129	1,081	1,041	1,008

※月あたりの見込み量（年間の場合は×12月）

⑤一時預かり事業等（一時預かり事業）

（１）算出方法

量の見込みの算出は次の手順で行います。

$$\begin{aligned} & \text{「推計児童数（人）」} \times \text{「潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家族類型別児童数」} \\ & \text{「家族類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向率（割合）」} \times \text{「利用意向日数・回数（日・回）」} = \text{「量の見込み（人日・人回）」} \end{aligned}$$

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率、利用意向日数・回数
1号認定 タイプC（フルタイム×パートタイム） タイプD（専業主婦（夫）） タイプE（パートタイム×パートタイム： いずれか月／64H未満） タイプF（無業×無業）	3～5歳	<u>利用意向率</u> 下記の者の割合 ア「1号認定の不定期事業の利用希望者の割合」 イ「不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かりの利用割合 または 幼稚園の預かり保育の利用割合」 <u>利用意向日数</u> 不定期事業の利用意向のある者の1年間の平均日数
2号認定 タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H以上） タイプE（パートタイム×パートタイム： 双方が月／64H以上）		<u>利用意向率</u> 1.0（100%）※手引きにて指定 <u>利用意向日数</u> 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の就労日数（1週当たり α 日×52週）

（イ）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率、利用意向日数・回数
すべての家族類型	0～5歳	<u>利用意向率</u> 不定期事業の利用希望のある者の割合 <u>利用意向日数</u> 不定期事業の利用意向のある者の1年間の平均日数

(2) 量の見込み

単位：人

	年 度					
	25（実績）	27	28	29	30	31
幼稚園児における在園児 を対象とした一時預かり	市外児童含む 7,582	2,599	2,477	2,452	2,378	2,446
2号認定による定期的な 利用（幼稚園）		4,990	4,711	4,640	4,510	4,640
上記以外（保育所）	3,985	4,309	4,261	4,150	4,012	4,010
合 計	11,567	11,898	11,449	11,242	10,900	11,096

⑥病児・病後児保育事業

(1) 算出方法

量の見込みの算出は次の手順で行います。

$$\text{「推計児童数(人)」} \times \text{「潜在家庭類型(割合)」} = \text{「家庭類型別児童数」}$$

$$\text{「家族類型別児童数(人)」} \times \text{「利用意向率(割合)」} \times \text{「利用意向日数・回数(日・回)」} = \text{「量の見込み(人日・人回)」}$$

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率、利用意向日数・回数
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム： 月／64H以上） タイプE（パートタイム×パートタイム： 双方が月／64H以上）	0～5歳	利用意向率 病気やけがで父親または母親が休んで対処した者のうち下記の者の割合。 ・病児・病後児保育施設等の利用を希望する者 ・病児・病後児保育施設等の利用した者 ・ファミサポを利用した者 ・仕方なく子どもだけで留守番させた者 利用意向日数 上記の対処をした者の日数の総計を、利用意向のある実人数で割ったもの

(2) 量の見込み

單位：人

	年 度					
	25（実績）	27	28	29	30	31
病児・病後児保育事業	341	409	405	394	381	381

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

（１）算出方法

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」＝「量の見込み（人日・人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率、利用意向日数・回数
すべての家族類型	5歳	利用意向率 放課後の時間を過ごさせたい場所に下記を選択した者の割合。 ・ファミリー・サポート・センター 利用意向日数 ファミリー・サポート・センター利用希望者の週当たりの日数

（２）量の見込み

単位：人

	年 度					
	25（実績）	27	28	29	30	31
低学年	1,184	1,227	1,214	1,182	1,143	1,142